

平成二十三年七月二十九日受領
答弁第三三三四号

内閣衆質一七七第三三四号

平成二十三年七月二十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出東日本大震災における木炭の活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出東日本大震災における木炭の活用に関する質問に対する答弁書

一について

自然災害が発生した場合に木炭が燃料以外の用途に活用された例として、平成二十一年台風九号による豪雨の被害が生じた兵庫県において、床下浸水した住宅の脱臭又は除湿のため木炭が使用された例があると承知している。

二について

お尋ねの効果については、判断できるだけの科学的知見が得られていないことから、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「被災地復旧も含め、良質の木炭を生産している国内事業者の活用」の意味するところが必ずしも明らかではないが、東日本大震災においては、木炭の生産者が、被災地に対し燃料用に、国内産の木炭を供給したところである。このような活動を含め、木炭の生産者が今後とも木炭の生産を継続して行っていくためには、その経営基盤を強化することが重要であることから、政府としては、木炭の原料供給の

場である森林の整備に対する助成、製炭施設の整備に対する融資等の支援措置を、引き続き講じていくこととしている。